

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月1日

津市監査委員 大西直彦
津市監査委員 駒田修一
津市監査委員 安藤友昭
津市監査委員 小林貴虎

第1 監査をした者

津市監査委員 高松和也
津市監査委員 駒田修一
津市監査委員 安藤友昭
津市監査委員 田中千福

第2 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成29年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成28年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第3 監査の期間

監査の期間は、平成29年12月8日から平成30年1月30日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。

- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、榎原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。